

## 橋本市公用車ドライブレコーダーの映像提供に関する協定書

橋本市（以下「甲」という。）及び和歌山県警察（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が管理する公用車に設置されたドライブレコーダーの映像の提供に係る協力事項を定め、乙の捜査活動に資することにより、安全・安心なまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲は、犯罪又は交通事故が発生し、乙から依頼があった場合は、甲の管理する公用車に設置されたドライブレコーダーの映像の提供に協力するものとする。

2 前項の規定による映像データの提供は、橋本市公用車ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱（平成28年橋本市告示第187号）に基づき行うものとする。

3 甲は、甲の職員が公用車を使用中に犯罪及び交通事故に関する情報を入手したときは、遅滞なく和歌山県橋本警察署長又は和歌山県かつらぎ警察署長に通報するものとする。

### （個人情報の保護）

第3条 甲及び乙の職員は、この協定の運用に際して知り得た個人情報（橋本市個人情報保護条例（平成18年橋本市条例第12号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）については、正当な理由なく、この協定の運用に必要な範囲を超えて利用してはならない。

### （その他）

第4条 本協定に定めのない事項が生じた場合又は本協定に疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として本協定書3通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年6月27日

甲 橋本市

和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

橋本市長

乙 和歌山県警察

和歌山県橋本市市脇四丁目2番2号

橋本警察署長

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降1150番地の1

かつらぎ警察署長